

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

本案は、赤羽橋駅自転車駐車を新たに設置するものです。

【条例改正の背景】

赤羽橋駅周辺における放置自転車の対策として、駅に近接する首都高速道路の高架下に収容予定台数58台の自転車駐車を新たに整備します。

【条例改正の内容】

①自転車駐車場の名称及び位置を定めます。

名 称 港区立赤羽橋駅自転車駐車場

位 置 港区東麻布一丁目30番地

②利用の承認に係る経過措置を定めます。

【施行期日】

区規則で定める日（①については令和8年4月1日予定、②については同年3月20日予定）

【位置図】



※令和7年9月30日から赤羽橋駅自転車駐車を設置するまでの間、上記の自転車駐車場設置場所は、暫定自転車駐車場として運用しています。